

## **【国内初】「緊急銃猟時補償費用保険」の開発 ～クマ出没による人的被害の深刻化に対応～**

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「当社」)は、自治体向けに「緊急銃猟時補償費用保険」の販売を開始いたします。本商品は、2025 年 4 月鳥獣保護管理法の改正により新設された「緊急銃猟制度<sup>※1</sup>」に基づき、自治体が実施する緊急銃猟に伴い発生する損失補償に要する費用を補償するものです。これにより、緊急銃猟の実施を支援し、社会課題となっているクマ出没への対応および地域の安全確保に貢献してまいります。

<sup>※1</sup> 地域住民の安全確保のための措置を十分に講じたうえで、自治体の判断でクマ等の危険鳥獣を人の日常生活圏で銃猟すること(緊急銃猟)を可能とする制度

### **1. 背景**

近年、全国各地でクマの出没が急増し、人的被害が深刻化しています。環境省によると、2023 年度には全国で 198 件の人身被害が発生し、219 人が負傷、うち 6 人が死亡するなど、過去最多の被害が記録されました。2025 年に入ってから、住宅地でクマに襲われる事故が相次ぎ、地域住民の不安が高まっています。

こうした状況を受け、政府は 2025 年 4 月に鳥獣保護管理法を改正し、ヒグマ・ツキノワグマ・イノシシが人の日常生活圏に侵入した場合に、被害が生じるおそれが高く事態が膠着している状況においても、より予防的かつ迅速な対応ができるように、自治体が緊急銃猟を実施できる制度が創設されました。

緊急銃猟は自治体が主体となって実施するものであり、銃猟行為は自治体職員以外への委託も可能ですが、責任は自治体が負うとされています。これにより、現場で対応する捕獲者は、制度に基づく対応が可能となり、法的・経済的な負担の軽減が期待されています。一方で、発砲に伴う第三者の財物損害などに対しては、自治体が損失補償を行う必要があり、制度運用に伴う新たなリスクへの対応が求められています。

当社は、環境省との協議を重ね、危険鳥獣が日常生活圏に侵入した際に、自治体が円滑に緊急銃猟を実施できるよう、「緊急銃猟時補償費用保険」を新たに開発しました。

### **2. 緊急銃猟時補償費用保険の概要**

#### **(1) 補償内容**

緊急銃猟の実施に伴い発生した第三者の財物損害などに対して、自治体が行う損失補償に要する費用を 3,000 万円限度に補償します。

自治体は、環境省が定める「緊急銃猟ガイドライン」に基づき損失補償額を算出することを前提としており、本保険では、同ガイドラインで定められた、発射された弾丸の貫通や跳弾により建物が損壊したことによる損失等に対する損失補償を対象としています。<sup>※2</sup>

(2) 保険料

自治体から申告いただく、前年度の危険鳥獣の出没件数に応じて決定いたします。

(3) 保険始期

「緊急銃猟制度」の運用が開始となる 2025 年 9 月 1 日以降の保険始期となります。

<sup>※2</sup> 万が一、緊急銃猟により人身事故が発生した場合には、国家賠償法に基づく国家賠償請求により対応されるほか、自治体が賠償責任を負うケースにおいては、当該自治体が対応されることになります。

### 3. 今後について

当社は、本商品を通じて緊急銃猟の実施を支援し、地域社会の安全確保に貢献してまいります。また、今後も社会課題の解決および地方創生の実現に資する保険商品・サービスの開発と提供に取り組んでまいります。

以上